

第2回高梁市議会（定例）追加議案目録

議案番号	件 名	結 果	頁
議案第67号	専決処分の承認を求めることについて		3

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月16日提出

高梁市長 石田芳生

番号	件名	頁
専決第4号	控訴の提起について	5

控訴の提起について

岡山地方裁判所令和6年(行ウ)第8号懲戒処分取消等請求事件に係る控訴を提起するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年2月27日専決

高梁市長 石田 芳生

次のとおり控訴を提起する。

1 当事者

控訴人 高梁市

代表者市長 石田 芳生

被控訴人 元高梁市消防職員

2 事件の概要

高梁市消防職員であった被控訴人が令和4年8月11日に酒気帯び運転を行ったこと等を理由として、同年11月30日、高梁市消防長は被控訴人に対し、懲戒免職処分を行った。当該処分に対し被控訴人は令和5年1月、処分の取消しを求めて岡山県人事委員会に審査請求を行ったが、同委員会は令和6年4月、懲戒免職処分について違法又は不当とはいえないと判断し、これを承認する裁決を行った。これを受け被控訴人は令和6年7月、処分の取消しを求めて岡山地方裁判所に提訴した。

3 判決の内容

- (1) 高梁市消防長が原告（被控訴人）に対して、令和4年11月30日付けで行った懲戒免職処分を取り消す。
- (2) 被告（控訴人）は原告（被控訴人）に対し、150万円及びこれに対する令和4年11月30日から支払済みまで、年3パーセントの割合による金員を支払え。
- (3) 原告のその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、これを3分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- (5) この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴の部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は第1審及び第2審とも被控訴人の負担とする。

5 本件に関する取扱い

(1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

(2) 判決の結果、必要があるときは上告及び上告受理の申立をするものとする。

提 案 理 由

懲戒処分取消等請求事件の判決を不服として控訴を提起するため。